

小規模多機能型居宅介護事業所と併設した地域の交流拠点の設置(大牟田市)

- 通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを提供する小規模多機能型居宅介護に、介護予防拠点や地域交流施設の併設を義務付け、健康づくり、閉じこもり防止、世代間交流などの介護予防事業を行うとともに、地域の集まり場、茶のみ場を提供し、ボランティアも含めた地域住民同士の交流拠点となっている。
- 平成24年3月末現在、小規模多機能型居宅介護事業を行っている24事業所に設置。

介護予防拠点・地域交流施設を併設する

～地域で暮らし続けることを目的に設置～
(地域支援事業の受け皿として活用を想定)

◆地域交流施設の使い方 ～例～
開設時間: 毎週月曜日～金曜日(午前10時～午後4時)
管理体制: 職員1名を配置(※将来は地域住民による自主運営)
利用状況: 主に介護予防(健康づくり)や趣味活動に利用
囲碁クラブ、脳の健康予防教室、そよかぜ学童、陶芸教室など

場の提供だけでは不十分!そこにとんとんを結ぶコーディネーターが必要である。
小規模やGHに併設する地域交流施設には、認知症コーディネーターを配置し、地域まちなつくりを推進する。

ご近所の方によるお茶会

ペン習字教室

介護支援ボランティアポイント(稲城市、横浜市など)

- 介護予防等を目的とした、65歳以上の高齢者が介護施設等でボランティアをした場合にポイントを付与し、たまったポイントに応じて、換金等を行うことにより、実質的に介護保険料の負担を軽減することができる制度(介護保険の地域支援事業で実施)。
- 平成24年では、約87の自治体で実施(推計)。
※ 登録者数は、横浜市 7,079人、稲城市 521人(いずれも同年12月現在)等

<実施例>横浜市介護支援ボランティアポイント事業

①登録 ②情報提供 ③活動 ④ポイント付与 ⑤ポイントの通知 ⑥換金申出 ⑦換金通知

横浜市(事業実施主体) 企画・広報 ※介護保険の地域支援事業で実施

レクレーションの進行役

趣味のちぎり絵を指導中

高齢者の生きがい就労(柏市)

- 退職した高齢者が、社会とのつながりを保ち、地域で孤立することがないように、(1)農業、(2)生活支援、(3)育児、(4)地域の食、(5)福祉の5分野で高齢者の就労の場を創生する。
- 平成24年12月現在、これらの分野でのべ139名の高齢者が就労している。



高齢社会対策大綱(抄)

平成24年9月7日閣議決定

第1 目的及び基本的考え方

1 大綱策定の目的

(2) 老後の安心を確保するための社会保障制度の確立

社会保障制度の設計に当たっては、国民の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤を整備するという社会保障の原点に立ち返り、その本源的機能の復元と強化を図るため、自助・共助・公助の最適バランスに留意し、自立を家族、国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援することとする。

(4) 地域力の強化と安定的な地域社会の実現

地域とのつながりが希薄化している中で、高齢者の社会的な孤立を防止するためには、地域のコミュニティの再構築を図る必要がある。また、介護の面においても、高齢化が進展する中で核家族化等の世帯構造の変化に伴い、家庭内で介護者の負担が増加しないように介護を行う家族を支えるという点から、地域のつながりの構築を図るものとする。地域のコミュニティの再構築に当たっては、地縁を中心とした地域でのつながりや今後の超高齢社会において高齢者の活気ある新しいライフスタイルを創造するために、地縁や血縁にとらわれない新しい形のつながりも含め、地域の人々、友人、世代や性別を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」の再構築に向けた取組を推進するものとする。

第2 分野別の基本的施策

2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策

(5) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

ア 地域の支え合いによる生活支援の推進

一人暮らしの高齢者等が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心した生活を営むことができるような体制整備を推進するため、民生委員、ボランティア、民間事業者等と行政との連携により、支援が必要な高齢者等の地域生活を支えるための地域づくりを進める各種施策を推進していく。